

1 3 公立高等学校の受検料等の額

I 受検料等の額について

(令和4年5月1日現在における令和5年度入学生予定額です。)

(1) 受検料

区 分	県 立	横 浜 市 立	川 崎 市 立	横 須 賀 市 立
全日制の課程	2,200 円	2,200 円	2,200 円	2,200 円
定時制の課程	950 円	650 円	950 円	950 円
通信制の課程	無 料			

(2) 入学料

区 分	県 立	横 浜 市 立	川 崎 市 立	横 須 賀 市 立
全日制の課程	5,650 円	5,650 円	5,650 円	5,650 円
定時制の課程	2,100 円	1,200 円	2,100 円	2,100 円
通信制の課程	無 料			

※ 経済的な理由で支払いが困難な方に対し、受検料、入学料の全部または一部を免除する制度があります。(36 ページを参照)

(3) 授業料

区 分	県 立	横 浜 市 立	川 崎 市 立	横 須 賀 市 立
全日制の課程	(年額) 118,800 円	(年額) 118,800 円	(年額) 118,800 円	(年額) 118,800 円
定時制の課程	(年額) 32,400 円	(年額) 32,400 円	(年額) 32,400 円	(年額) 32,400 円
通信制の課程	1 単位 350 円 (平日登校履修は 1 単位 700 円)			

※ 以下の算定式により計算した額が、30 万 4,200 円未満 (年収 910 万円程度未満) の世帯については、申請の手続を行うことで、授業料をご負担いただく必要がなくなります。(36 ページを参照)

【算定式】(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額
(ただし政令指定都市は、調整控除の額に 3/4 を乗じる)

II 受検料等に関する問合せ先

受検料等については、各高等学校または下記の所属にお問い合わせください。

区 分	所 属 名	電 話 番 号
県立	神奈川県教育委員会教育局行政部財務課	(045)210-8113 (直通)
横浜市立	横浜市教育委員会事務局学校教育企画部 学校支援・地域連携課	(045)671-3474 (直通)
川崎市立	川崎市教育委員会事務局総務部学事課	(044)200-3269 (直通)
横須賀市立	横須賀市教育委員会事務局学校教育部教育指導課	(046)822-8525 (直通)

III その他の経費について

神奈川県公立高等学校では、このほかに教科書代・副教材代・修学旅行費などの経費がかかります。

詳細については、各高等学校にお問い合わせください。

入学検定料等減免制度（県の制度）

（令和4年5月1日現在における制度であり、内容については改定する場合がありますので事前に確認してください。）

県立の高等学校では、受検料、入学料の全部または一部を免除する制度があります。免除の対象になるのは、次のいずれかに該当する方です。

- ①生活保護を受給されている方 ②児童福祉施設に入所されている方又は里親に保護を受けている方 ③経済的な理由で支払いが困難な方 ※ただし「③経済的な理由で支払いが困難な方」の場合は、課税証明書等による審査が必要となります。
- 手続について
12月中旬以降に通学している中学校を通じて、申請書を入手してください。なお、免除申請手続は、各高等学校で行います。
- 申請期限について
免除申請手続は、受検料は願書受付開始日の前日までに、入学料は入学手続開始日の前日までに済ませてください。期限を過ぎたものについては免除することはできません。
- 問合せ先 各高等学校の事務室 または
県教育委員会財務課財務指導グループ TEL (045)210-8113(直通)
- 横浜市立、川崎市立、横須賀市立の各高等学校でも減免制度がありますので、各市立高等学校の事務室または各市の教育委員会にお問い合わせください。

14 公立高等学校の就学支援金制度の概要

県立、市立共通の制度

（内容については改定する場合がありますので事前に確認してください。）

公立高等学校は原則として授業料を徴収しますが、申請の手続をすることにより、授業料の負担がなくなる場合があります。

- 対象となる方
以下の算定式により計算した額が、30万4,200円未満（年収910万円程度未満）の世帯の生徒 **【算定式】（市町村民税の）課税標準額×6%－（市町村民税の）調整控除の額**
（ただし政令指定都市は、調整控除の額に3/4を乗じる）
- 支給額
全日制：（年額）118,800円 定時制：（年額）32,400円
通信制：1単位336円
※ 生徒は授業料を納めることなく、学校が生徒に代わって国より就学支援金を受領し、授業料に充てます。（実際に支給額が支給される制度ではありません。）
※ 通信制については、受講料の納付後、年度末に還付します。
- 手続について
入学する高等学校で合格発表時に申請書等を配付します。
原則として、マイナンバーカードの写し等（マイナンバーにより「市町村民税の課税標準額」と「市町村民税の調整控除の額」を確認します。）を添付して入学する高等学校に申請書をご提出いただきます。
◇ 対象となる方は必ず手続をしてください。手続が行われないと授業料をご負担いただきます。
- 問合せ先 各高等学校の事務室
または 県教育委員会財務課財務指導グループ TEL (045)210-8113(直通)
※ 手続は各高等学校で行います。